相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市山田宿坊二三八七番地、最後の住所石川県小松市一針町ル六七番地二

被相続人　亡　横畑　誠一

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十一日

事務所石川県能美市三道山町オ九二番地

竹田朋匡司法書士事務所

相続財産管理人　司法書士　竹田　朋匡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県加茂郡東白川村神土八三二番地二、最後の住所岐阜県加茂郡白川町坂ノ東五五〇〇番地一サンシャイン美濃白川

被相続人　亡　安江　あま

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十一日

岐阜県加茂郡白川町和泉一二四三番地一

相続財産管理人　司法書士　髙木いづみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市園町一五八九番地一、最後の住所島根県出雲市万田町五三八番地万田の郷

被相続人　亡　福田　利征

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十一日

島根県出雲市駅南町二丁目二番地一だるまビル二階

相続財産管理人　弁護士　山本　樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県久米郡美咲町江与味五一九三番地、最後の住所岡山市北区津島南一丁目六番五―九号

被相続人　亡　武村　良夫

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十一日

事務所岡山市北区出石町一丁目二番一一号イマージュ・シャトー一階

相続財産管理人　弁護士　財津　唯行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県長門市油谷河原一七六一番地、最後の住所山口県長門市油谷河原一七六八番地二

被相続人　亡　山本　昌義

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十一日

山口県萩市大字西田町七〇番地　萩・山口法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　正之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県阿南市橘町中尾三五番地、最後の住所徳島県阿南市橘町中尾三五番地

被相続人　亡　岡部　清

右被相続人の相続人のあるいとが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年六月十一日

徳島県阿南市富岡町トノ町四九番地一〇

相続財産管理人　司法書士　久保脇達也

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第9条第7項及び旅行業者営業保証金規則第9条第1項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第3項及び旅行業者営業保証金規則第9条第2項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第54条第1項及び旅行業者営業保証金規則第9条第3項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成30年6月11日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①大韓国際産業株式会社　②第3種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第3－1172号　④大韓国際産業株式会社　埼玉県川越市かし野台一丁目2番地4　代表取締役　韓新会　⑤本社営業所　埼玉県川越市かし野台一丁目2番地4　⑥平成28年2月25日　⑧平成30年4月20日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫埼玉県川越市かし野台一丁目2番地4　大韓国際産業株式会社　代表取締役　韓新会

①株式会社トラベル東京サービス　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－2648号　④株式会社トラベル東京サービス　東京都港区芝浦三丁目6番10号　代表取締役　木村隆夫　⑤本社営業所　東京都港区芝浦三丁目6番10号404号室　⑥昭和61年1月28日　⑧平成30年1月28日　⑩250万円　⑪東京都知事　⑫東京都新宿区西新宿二丁目8番1号　東京都知事　小池百合子

B　①株式会社インステテュートフォマーケティングストラテジー（MS研究所）　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－7233号　④株式会社インステテュートフォマーケティングストラテジー　東京都中央区銀座六丁目6番1号　代表取締役　佐藤雄一郎　⑤本社営業所　東京都中央区銀座六丁目6番1号銀座風月堂ビル5階　⑥平成28年9月15日　⑧平成30年5月24日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区銀座六丁目6番1号　株式会社インステテュートフォマーケティングストラテジー　代表取締役　佐藤雄一郎

B　①株式会社キャッスルツアーズ　②第3種旅行業　③東京都知事登録旅行業第3－2906号　④株式会社キャッスルツアーズ　東京都葛飾区白鳥3丁目1番1号303　代表取締役　小川洵子　⑤本社営業所　東京都葛飾区白鳥3丁目1番1号303　⑥平成元年4月11日　⑧平成30年4月11日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都葛飾区白鳥三丁目1番1－303号　株式会社キャッスルツアーズ　代表取締役　小川洵子